

特許庁におけるデジタル化の取組

The Japan Patent Office's Challenges of Digitalization

特許庁 総務部総務課情報技術統括室 情報技術企画室長

高橋 克

平成 12（2000）年特許庁入庁。特許審査・審判業務に従事するほか、特許庁国際課、内閣官房知的財産推進事務局、特許庁審判課、情報技術統括室、審判企画室にて行政事務に従事。令和 4（2022）年 4 月より現職。

1 はじめに

令和 3（2021）年 3 月に特許庁が公表した「特許庁における手続のデジタル化推進計画～ユーザーの利便性向上と業務最適化の両立に向けて～」(以下、「デジタル化推進計画」)[1] は、政府全体で進められているデジタル・ガバメント推進の取組の一環と位置づけられており、(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止・予防のための新しい生活様式への移行、(2) 今後急速に発展するデジタル社会への対応、(3) 行政手続の更なる利便性向上を目的としている。

デジタル化推進計画は、申請人から特許庁への申請手続と、特許庁から申請人への発送手続の両手続のデジタル化が柱となる。特許庁では、同計画の策定後、これらを実現すべく関連法令の整備とシステム開発を進めてきた。

本稿の執筆時点（令和 5（2023）年 7 月）での情報となるが、法制面では、特許庁に対して電子で申請ができなかった原則全ての申請手続について、電子での申請を可能とするための改正事項を含む「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」（令和 5（2023）年 3 月 10 日閣議決定）が同年 6 月 7 日に可決・成立し、同年 6 月 14 日には法律第 51 号として公布された。そして、関連法令の施行に向けた準備を進めている状況である。また、システム面についても順調に開発が進んでおり、申請手続デジタル化システムについては令和 6（2024）年 1 月リリース、発送手続デジタル化システムについては同年 3 月にリリースをそれぞれ予定している。

デジタル化推進計画に基づくこれらの取組は、特許庁における長年のデジタル化の取組において重要なマイルストーンになるものである。本稿では、特許庁のこれまでのデジタル化の取組の歩みを概説した後、デジタル化推進計画に基づく申請手続及び発送手続のデジタル化のシステム面での検討状況と、今後の特許庁におけるデジタル化の課題について、私見を交えつつ述べてみたい。

なお、本稿の内容は個人の見解であり、所属する組織の公式見解を示すものではない点についてご留意いただきたい。

2 特許庁におけるデジタル化の取組の歩み

2.1 ペーパーレス計画^{[2]-[5]}

特許庁におけるデジタル化の取組を語るにあたり、ペーパーレス計画を外すことはできない。ペーパーレス計画は、特許庁の総合機械化計画、今で言えば特許庁のデジタル化計画であり、その事前準備を昭和 59（1984）年から開始した。従来書面で行っていた工業所有権の出願、受付、審査等の業務及び工業所有権情報提供サービスをコンピュータを利用して行うこと(図 1)により、(1) 工業所有権の審査期間の短縮、(2) 工業所有権情報サービスの拡充、(3) 事務処理の効率化、(4) 国際的な工業所有権情報交換等の協力の推進を図ること、といった四つの目的を掲げていた。ペーパーレス計画は、多くの課題を乗り越え、平成 2（1990）年 12 月のオンラインでの電子出願の受付開始を皮切りに、出願の後続業務の大半についてデジタル化を実現していく

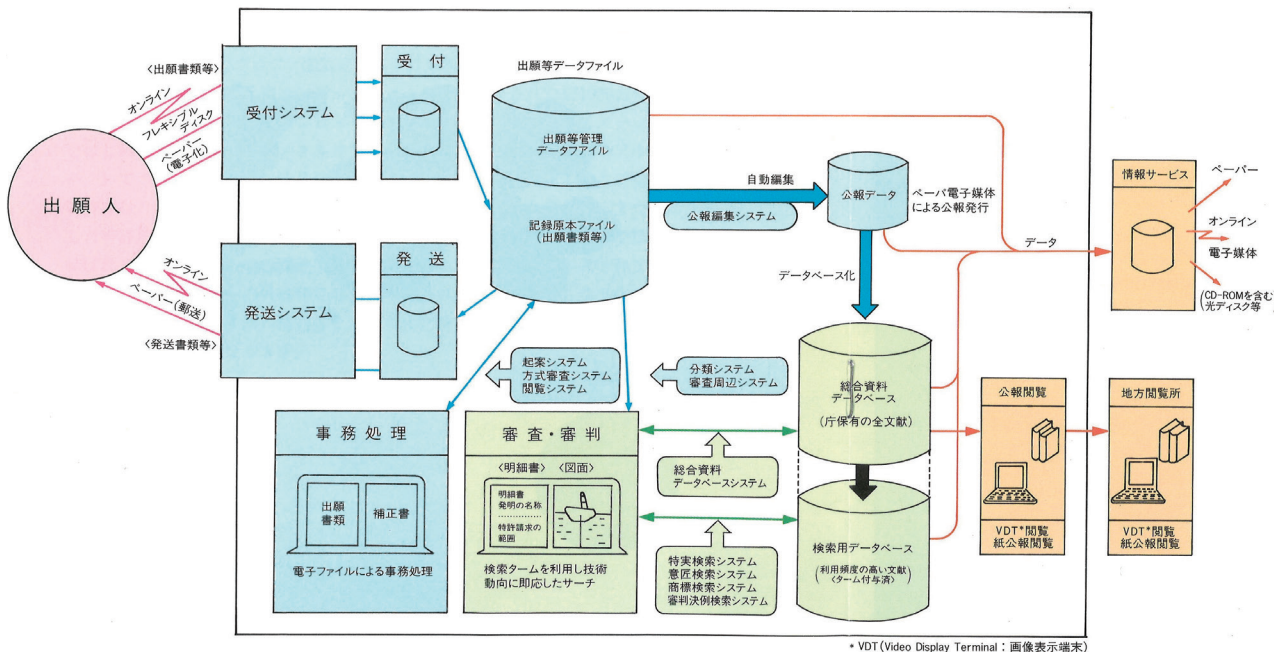


図1 ペーパーレスシステム (1990年代) のトータルイメージ

ことになる。

ペーパーレス計画において、具体的にどのように技術面や法制面に関する課題を乗り越え、どのようにデジタル化していったのか、つまり、構築されたシステムがどのようなものであったのかについては、先人達による他稿[2][3]に譲り、本稿では、構築されたシステムを引き継ぎ、デジタル化社会への対応が求められる我々現役の特許庁職員の視点からペーパーレス計画を見て注目すべきと考える二つの点について述べたい。

2.1.1 普遍的な理念・目的

第一は、約40年前に策定されたペーパーレス計画で掲げられた四つの目的とその根底にある理念は、現在においても十分に通じるという点である。

これらの四つの目的を一体的に捉えた場合、先人達が、単なる事務システムを超えた工業所有権制度を支えるための社会的基盤となるシステムの構築を目指すという理

念を持っていたと解することができる。

ペーパーレスシステムが工業所有権制度における社会的基盤とならなければならないと先人達が考えていたことの証左として、例えば、以下の記載が挙げられる。

…特許庁ペーパーレス・システムにおいては特許庁の入口から出口まで、さらには申請人や発明者・研究開発者等も含めた社会的基盤の全ての局面で電子書類（特許データ）が共通の社会的資産として活用できなければならないと考えた。

(石井 正ほか、「電子政府と知的財産 ペーパーレスシステムの技術と開発」、経済産業調査会、200頁より抜粋)

特許庁は、令和3(2021)年にミッション・ビジョン・バリューズ(MVV)を策定している(図2)[6]。この中において、特許庁という組織が成すべきミッショ

ミッション (どのような社会を実現したいのか)

「知」が尊重され、
一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現する

ビジョン (ミッションのために組織は何を成すのか)

産業財産権を通じて、
未来を拓く「知」が生まれ、新たな価値が生み出される
知財エコシステム*を協創することで、イノベーション*を促進する

バリューズ (ビジョンのために職員はどのような指針で行動・判断するのか)

- ▶ 透明性をもって、公正、公平に実務を行う
- ▶ ユーザーの立場で考える
- ▶ 前例にこだわらず、改善を続ける
- ▶ プロフェッショナルとして主体的に行動する
- ▶ 特許庁全体の視野に立つ

ステートメント

より良い未来を拓く「知」は、
一人ひとりの「やりたい」から始まり、
その情熱こそが、真に豊かな未来へ導いてくれることを確信しています。

私たちは、「知」に寄り添い、
培ってきた実務の知見と最先端の技術を融合しながら、
未来を拓く「知」が生まれ、新たな価値が生み出される知財エコシステムを、
知的財産に関わる全ての人たちと協創します。

暮らしの質の向上から社会的課題の解決まで、
一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現するため、
イノベーションを促進することに
私たちは、全力で取り組みます。

* 知財エコシステムとは、知的財産を創造し、保護し、活用する循環を示す知的創造サイクルの概念に加え、そこから生まれる知的財産を基に、人々が互いに、また、社会に対して好影響を及ぼし、自律的に新たな関係が構築され、新たな「知」が生まれ、新たな価値が生み出される、いわば知的財産の生態系を指します。

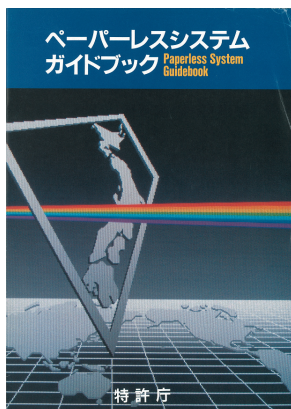
* イノベーションとは技術革新に限らず、新しいビジネスモデルや社会の仕組みの創出などを含む広義のイノベーションを指します。

図2 特許庁ミッション・ビジョン・バリューズ

ンを以下のように定義している。

産業財産権を通じて、
未来を拓く「知」が生まれ、新たな価値が生み出される
知財エコシステムを協創することで、イノベーションを促進する。

このミッション中の知財エコシステムの具体像を考えていった場合、今の特許庁職員が引き継いだペーパーレスシステムは、知財エコシステムを情報システム面で支える社会的基盤として位置づけられるのではない



●社団法人発明協会特許電子出願共同利用端末機設置場所一覧

支店名	設置場所	電話番号
1 札幌支店	札幌市中央区南一条西五丁目1番1号	011-261-2111
2 仙台支店	仙台市青葉区中央1-1-1	022-261-2111
3 東京支店	東京都千代田区千代田1-1-1	03-3568-2111
4 横浜支店	横浜市西区みなとみらい2-1-1	045-261-2111
5 名古屋支店	名古屋市中区栄1-1-1	052-261-2111
6 京都支店	京都市中京区錦町1-1-1	075-261-2111
7 大阪支店	大阪市北区中之島1-1-1	06-6261-2111
8 福岡支店	福岡市中央区天神1-1-1	092-261-2111
9 札幌支店	札幌市中央区南一条西五丁目1番1号	011-261-2111
10 仙台支店	仙台市青葉区中央1-1-1	022-261-2111
11 東京支店	東京都千代田区千代田1-1-1	03-3568-2111
12 横浜支店	横浜市西区みなとみらい2-1-1	045-261-2111
13 名古屋支店	名古屋市中区栄1-1-1	052-261-2111
14 京都支店	京都市中京区錦町1-1-1	075-261-2111
15 大阪支店	大阪市北区中之島1-1-1	06-6261-2111
16 福岡支店	福岡市中央区天神1-1-1	092-261-2111
17 札幌支店	札幌市中央区南一条西五丁目1番1号	011-261-2111
18 仙台支店	仙台市青葉区中央1-1-1	022-261-2111
19 東京支店	東京都千代田区千代田1-1-1	03-3568-2111
20 横浜支店	横浜市西区みなとみらい2-1-1	045-261-2111
21 名古屋支店	名古屋市中区栄1-1-1	052-261-2111
22 京都支店	京都市中京区錦町1-1-1	075-261-2111
23 大阪支店	大阪市北区中之島1-1-1	06-6261-2111
24 福岡支店	福岡市中央区天神1-1-1	092-261-2111
25 札幌支店	札幌市中央区南一条西五丁目1番1号	011-261-2111
26 仙台支店	仙台市青葉区中央1-1-1	022-261-2111
27 東京支店	東京都千代田区千代田1-1-1	03-3568-2111
28 横浜支店	横浜市西区みなとみらい2-1-1	045-261-2111
29 名古屋支店	名古屋市中区栄1-1-1	052-261-2111
30 京都支店	京都市中京区錦町1-1-1	075-261-2111
31 大阪支店	大阪市北区中之島1-1-1	06-6261-2111
32 福岡支店	福岡市中央区天神1-1-1	092-261-2111

図3 ペーパーレスシステムガイドブック (左) と電子出願共同利用端末機設置場所一覧 (右)

だろうか。

もちろん、ペーパーレス計画の開始が昭和59(1984)年であったことを踏まえれば、先人達が思い描いていたペーパーレスシステムの具体像は、高速なネットワークであるインターネットや安価で大容量の記憶媒体としてのHDDなどが存在する現在で考えた具体像とは全く異なると思われる(当時存在したネットワークはISDNで、大容量記憶媒体といえば光ディスクである。)

しかし、それは目的・理念を達成するための手段を導入時の技術水準に応じて選択するという話に過ぎない。ペーパーレス計画の目的・理念は普遍的であり、デジタル化社会の現在において、現在・将来の技術水準を踏まえ、これらの目的・理念をどのように達成するかということを追求することは、引き続き意義があると考えられる。

2.1.2 成功した大規模デジタル化プロジェクト

第二は、成功した大規模なデジタル化のプロジェクトの事例として大変参考になるという点である。

特許庁では現在もデジタル化を含む多くのシステム開発を進めている。これらのシステム開発を成功裏に導いていく観点からも過去の事例を学ぶことはとても有意義

と考えられる。

特許庁が平成 2（1990）年 12 月に世界に先駆けてオンライン電子出願の受付を開始したということを知ったことがあってもそれを実現するためのペーパーレス計画の事前準備が昭和 59（1984）年から始まっていたということまでをご存知の方は少ないのではないだろうか。これだけの大規模なデジタル化のプロジェクトを成功させるためには、それだけの時間を投入しての検討・根回しが必要であったのである。特に、私がペーパーレス計画に関する書籍や過去の資料等を読んでいて感銘を受けるのは、ユーザーの理解・協力を得るために数多くの取組を行っているということである。

特許庁の手続が全て電子で出来るように法制度やシステムを整備したとしても、それを利用しての出願等の手続が行われなければ意味がない。そのため、ペーパーレス計画では、前述したような工業所有権制度を支える社会的基盤を構築するという大きな目的・理念を設定し、それを丁寧に説明することを通じて計画の方向性に対するユーザーの理解を得ることに始まり、日本弁理士会や知的財産協会といった主要ユーザーとの情報交換や、当時の職員が「全国行脚」と呼んだ全都道府県での電子出願説明会、モデルルームや共同利用端末機の設置といった施策を行うことにより、確実な普及を図っている（図 3）。

このような活動を通じ、ペーパーレス計画によってユーザーの業務のあり方がどのように変わっていくのか、その変化に対する不安・懸念をどのように払拭していくのか、ということも分析し、それらの不安・懸念について、分析を踏まえて丁寧に説明するといったことや、実際の端末に触れてもらい、デジタル化の恩恵を感じてもらおう、といったことを粘り強く行うことで、確実に解消していったのである。

今や特許庁におけるオンライン電子出願率は 9 割を超えるが、我々現役の特許庁職員が忘れていけないのは、自然にユーザーに任せた結果、この数字に達したわけではないということである。デジタル化を実現するにあたっては、単純に法制度やシステムを整備するだけではなく、具体的なユーザーの行動を思い描き、ユーザーの胸に落ちる説明を行い、ユーザーにとって便益が感じられるデジタル化手段を提供し、確実にユーザーの行動を変えていく必要がある。

余談になるが、海外特許庁の IT 部署の職員と意見交換をする際、日本国特許庁がどのようにして高いオンライン電子出願率を実現したのか、ということがよく質問される。私がおのうに問われた時には、「特許制度のデジタル化を進めるためには、法令で義務化するか、ユーザーに大きな便益があることを理解してもらうかの二つの選択があるが、なるべく後者を徹底的に追求した方が良い」というような話をするようにしている。後者の選択をした方が、最終的にはユーザーが確実にデジタル化の利益を享受するようになり、社会全体としてデジタル化で生まれる価値の総和が大きくなると考えるからである。

この思想は、特許庁の DNA として確実に受け継がれていると考える。例えば、令和 3（2021）年 3 月に策定されたデジタル化推進計画にも、この思想に根づく以下のような記述がある。

なお、デジタル化は目的ではなく手段である。デジタル化実現にあたっては、利用者がサービスを受ける必要が生じた時の最初の行動から最後の行動まで（エンドツーエンド）の視野に立ち、紙で行っていた従来の手続を単にオンライン申請・発送に置き換えるだけではなく、発送されたデータの利用も想定し、ユーザーが受ける便益を向上させる視点で適切な手法を選択することが不可欠である。

2.2 特許庁業務・システム最適化計画（H16-H24）^{[7][8]}

特許庁では、業務の抜本的見直しと最新情報技術を適用したシステム変革による更なる効率化等を目指す「特許庁業務・システム最適化計画」（以下、「旧最適化計画」）を平成 16（2004）年 10 月に策定し、その後の検討結果も盛り込む形で平成 17（2005）年 8 月に改定を行った。

旧最適化計画の目標は以下のとおりである。

- (1) 知的財産の戦略的な創造、保護、活用からなる「知的創造サイクル」の活性化を実現するために、出願人、代理人の利便性向上、情報提供サービスの拡充を図る。



- (2) 「世界最高レベルの迅速かつ的確な審査」を実現するために必要なシステムの基盤整備を行う。
- (3) 業務の抜本的見直しとシステム経費の削減を図る。

これらの目標の下、記録原本を一元化することを前提に、業務の全てを新たに設計し直し、旧最適化計画に掲げた政策項目を一括して実現する一括開発手法を採用することにして、平成 18（2006）年からシステムの設計・開発を開始した。

しかし、旧最適化計画は、開発の遅延等が発生し、特許庁の外部監査機関である「特許庁情報システムに関する技術検証委員会」（以下、「技術検証委員会」）による報告を受け、平成 24（2012）年 1 月に開発を中断した。

平成 24（2012）年 1 月に技術検証委員会がとりまとめた「技術検証報告書～フォローアップ結果とりまとめ～」（以下、「技術検証報告書」）[9] では、旧最適化計画に基づいて当時取り組んでいたシステム開発プロジェクト（運営基盤システムの開発に関するプロジェクト）を中断すべきと指摘するに至った理由として、技術・構造面、管理面及び調達面の三つの面での問題があった、としている。

技術検証委員会の指摘等の詳細は、技術検証報告書をご覧ください。技術検証報告書を受けた旧最適化計画の中断もまた特許庁における長年のデジタル化の取組の中で重大な転機となった。技術検証報告書の指摘を受け、特許庁は、システム開発の技術的難易度を上げる一因となった一括開発手法を見直し、強力なトップマネジメントの下で情報化を推進する庁内部組織である「特許庁情報化推進本部」を設置し、調達手法も見直しすることとした。その上で、旧最適化計画を進めている期間中に中断せざるを得なかった更なるデジタル化を推進すべく、次なる計画を再検討していったのである。

2.3 特許庁業務・システム最適化計画 (H25-) ^{[10][11]}

旧最適化計画を中断した翌年の平成 25（2013）年 3 月、特許庁は、知的財産を巡る国際環境の変化や特許庁情報システムが実現すべき政策課題の変化を踏まえて「特許庁業務・システム最適化計画」を改定した（以下、「改定最適化計画」）。

改定最適化計画の目標は以下のとおりである。

- (1) グローバルな環境変化に柔軟かつ機動的に対応しつつ、世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤を整備する。
- (2) 発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの促進に向け、情報発信力を強化するとともに、ユーザーの利便性を向上する。
- (3) 強靱な情報セキュリティ及び事業継続能力を確保するため、安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制を構築する。
- (4) 行政運営の簡素化・効率化・合理化及び質の向上を進めるため、業務及び制度の見直しを図りつつ、システム構造の抜本的見直しを進め、システム経費を節減する。

改定最適化計画では、特に、知的財産制度を巡る国際環境や政策課題の急速な変化に可能な限り迅速・柔軟・低コストで対応できるようなシステム構造に、特許庁の情報システムを刷新していくことに重点を置くことにした。

一方、特許庁の業務処理やサービス提供の停滞は許されない。そこで、既存システムは稼働させたまま、優先的に対応すべき政策課題のシステム対応の実現とシステム構造の見直しを同時並行的に着実に進めていくこととし、開発手法については、旧最適化計画の中断の反省から、旧最適化計画が採用していた一括開発手法から段階的に刷新する開発手法へ変更した。

これにより、システム構造の定型化及び全システム共有のデータベース構築によるシステム構造の簡素化を実現しつつ、逐次、優先度の高い政策課題のシステム対応を実現していくこととしたのである。

なお、段階的にシステム開発を進めるという点では、ペーパーレス計画と改定最適化計画は似ている。しかしながら、ペーパーレス計画においては個々のシステムが開発時の最新技術に合わせたアーキテクチャを採用していったのに対し、改定最適化計画ではアーキテクチャを統一すべく特許庁が策定したアーキテクチャ標準 [12] を採用することとしたため、厳密には手法は異なる。

改定最適化計画に基づいて実現された政策課題は、①中国・韓国語の特許文献に対応した機械翻訳・検索システムの構築、②新商標・新意匠等の制度改正対応、③ユーザーへの情報提供の迅速化、④国際出願の電子処理拡大

など、多岐にわたる。また、システム構造の見直しについては、執筆時点（令和5（2023）年7月）において、①特実審査業務システム刷新プロジェクト、②四法公報システム刷新プロジェクトが完了し、③審判システム刷新プロジェクト、④意商（V3）システム刷新プロジェクトが進行しているという状況である。

改定最適化計画は、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」（平成30（2018）年6月25日策定、令和2（2020）年3月30日改定、令和4（2022）年10月14日改定）の策定に伴い、同中長期計画に統合されている[13]ものの、順調に開発が進めば、④意商（V3）システム刷新プロジェクトが令和8（2026）年度に完了し、改定最適化計画に基づく一連のシステム構造の見直しは一区切りがつくことになる。

大規模なシステム開発の事前準備には数年を要することを考えれば、そろそろ特許庁の次のデジタル化のあり方について検討すべき時期に来ていると言える。

2.4 特許庁における手続のデジタル化推進計画^[1]

令和3（2021）年3月に策定されたデジタル化推進計画は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）を踏まえ、ユーザー目線でのデジタル化のあり方とその実現に向けた今後の方針を示すもので、これまで説明してきた特許庁の計画とはやや異なる策定経緯を有するが、デジタル化のあり方をユーザー目線で検討する、という考え方は、ペーパーレス計画策定当時から何ら変わっていない。

ない。

ここでは、「はじめに」において記載していない事項を中心に、目下のデジタル化の取組であるデジタル化推進計画の策定の背景となった同計画の策定当時のデジタル化の状況・課題、そして、同計画に基づくシステム面の検討状況について説明する。

2.4.1 デジタル化推進計画策定当時の状況・課題

申請人から特許庁に提出される申請手続の総数は年間約310万件である。そのうち、法令・システムが整備済で電子申請可能な約300種類の手続については、約275万件が電子申請され、約15万件が紙で申請されている。一方、法令・システムが整備されておらず電子申請ができない約500種類の手続については、約20万件が紙で申請されている状況であった（図4左）。

また、特許庁から申請人に送付される発送手続の総数は年間約395万件である。そのうち、法令・システムが整備済でオンライン発送可能な約200種類の手続については、約95万件がオンライン発送され、約280万件が紙で発送されている。一方、法令・システムが整備されておらずオンライン発送ができない約800種類の手続については、約280万件が紙で発送されている状況であった（図4右）。

なお、上記の各件数は令和元（2019）年度のものである。

このように紙による申請・発送手続が数多く存在する

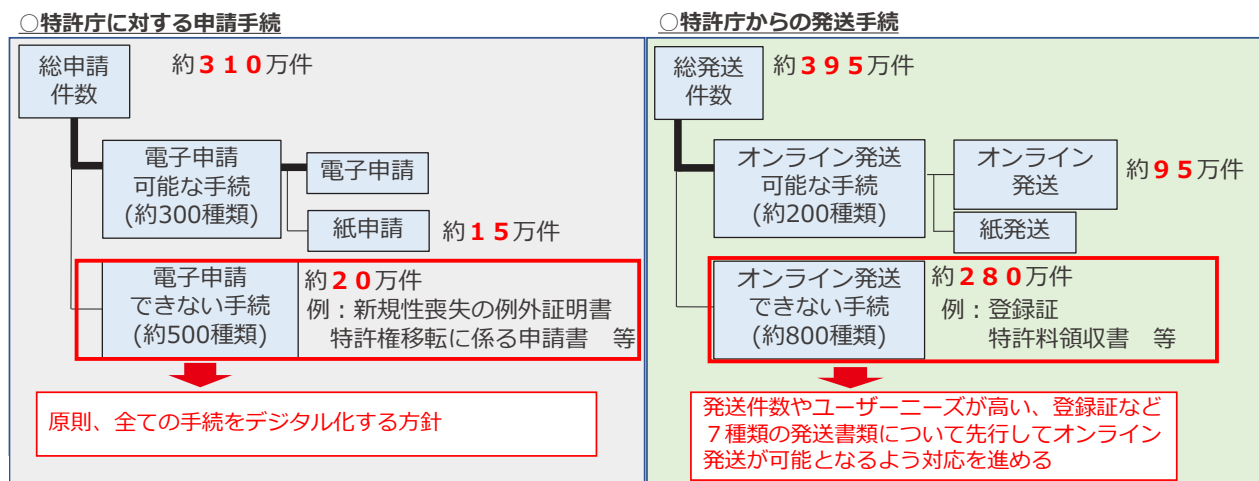


図4 特許庁における申請手続と発送手続の状況（令和元（2019）年度）

状況は、社会全体として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止・予防のためのテレワークなどの新しい生活様式への速やかな移行が求められる中、産業財産権制度ユーザーがその移行を進めようとするにあたっての大きな妨げになると考えられた。また、急速に進展するデジタル化社会への対応やデジタルを活用した行政手続の更なる利便性向上という観点からも、従来からユーザーから要望が寄せられていた手続を早期にデジタル化する必要があった。

そのため、デジタル化推進計画を策定し、速やかに特許庁への申請手続及び発送手続のデジタル化の実現を図ることとしたのである。

2.4.2 申請手続及び発送手続のデジタル化のシステム面の検討状況^[14]

デジタル化推進計画に基づく申請手続及び発送手続のデジタル化のシステム面の検討状況について紹介したい。なお、本稿執筆時点（令和5（2023）年7月）での情報となること、ご容赦いただきたい。

（1）申請手続のデジタル化

これまで法令・システムが整備されておらず電子申請ができなかった原則全ての申請手続について、電子申請を可能とする新たな機能をインターネット出願ソフトに追加することを予定している。この新たな電子申請を「電子特殊申請」と呼び、電子特殊申請を可能とする機能を「特殊申請機能」と呼ぶ。電子特殊申請は、特殊申請機

能を用いて、送付票と呼ばれる書誌情報を作成し、その送付票に申請書類や添付書類をPDF形式で添付することで、送信対象の書類一式を作成して送信するという流れを予定している（図5）。また、押印を求める証明書等については、電子署名等の電子的な本人確認措置を講ずること（例えば、証明書のPDFに電子署名を付せるようにすること）も検討している。

（2）発送手続のデジタル化

現在、インターネット出願ソフトを用いたオンライン発送の対象外となっている書類のうち、申請人からの要望の高かった以下の7書類（約230万件/年）について、オンライン発送を可能とする機能をインターネット出願ソフトに追加する。具体的には、以下の書類である。

- ①特許（登録）証 [四法]
- ②年金領収書 [四法]
- ③自動納付関係通知
- ④商標更新申請登録通知書
- ⑤移転登録済通知書 [四法]
- ⑥識別番号通知書
- ⑦包括委任状番号通知

これらの書類をオンラインで受け取るためには、インターネット出願ソフトの「オンライン発送利用希望」を「あり」とする必要があるためご留意願いたい。また、上記の①～⑤の書類については、案件管理に有用な情報

<特許庁に対する電子特殊申請イメージ>

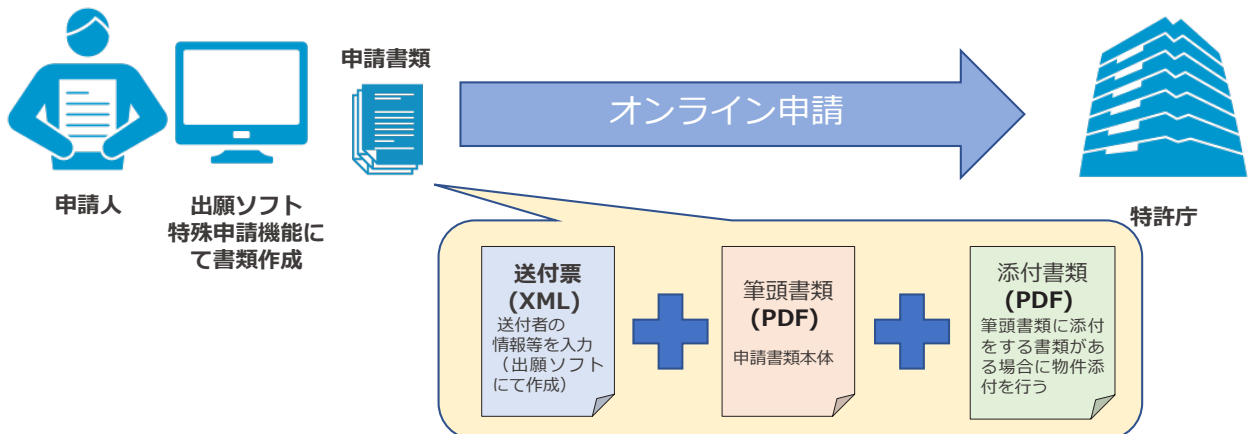


図5 電子特殊申請のイメージ

をまとめた XML データも新たに添付する予定であり、これにより申請人によるデータの二次利用も可能となる見込みである。

(3) 今後の予定

デジタル化推進計画に基づく申請手続及び発送手続のデジタル化の今後の予定は以下のとおりである。

令和 5 (2023) 年 9 月：

電子特殊申請の対象書類及びサービス開始に伴う留意事項等の詳細並びに新規発送書類の詳細内容及びサービス開始に伴う留意事項等の詳細について、特許庁 HP に専用ページを立ち上げて周知予定

令和 6 (2024) 年 1 月：

申請手続デジタル化システムリリース予定（実際のサービス開始は、関係法令の施行日となる）

令和 6 (2024) 年 3 月：

発送手続デジタル化システムリリース予定（実際のサービス開始は、関係法令の施行日となる）

なお、法令整備の検討状況により、システム開発内容や今後の予定が変更される可能性があることについてご留意願いたい。

3 今後の特許庁におけるデジタル化の課題

ここまで特許庁におけるデジタル化の取組の歩みについて駆け足で振り返った。最後に今後の特許庁におけるデジタル化の課題について述べたい。

デジタル化推進計画に基づく申請手続及び発送手続のデジタル化については、法制面・システム面の整備を遅滞なく進めることに加え、本稿で繰り返し述べたとおり、ユーザーの理解・協力を得るための取組も併せて推進することが重要である。その観点から、特許庁 HP に専用ページを設けて手続の詳細やインターネット出願ソフトの操作上の留意点について周知を図るとともに、ユーザーとの直接の意見交換を通じて、安心して手続のデジタル化に踏み切れるようにユーザーを支援していくことが何より肝要である。また、今般の申請手続及び発送手続のデジタル化は、主にユーザーが特許庁と直接手続を行うにあたっての便宜を速やかに向上させようとするものであり、それらの申請手続及び発送手続に係る書類に

ついて、情報活用の観点から申請人以外のユーザーに広く提供することは、現在予定されていない。知財エコシステムを支えるための社会的基盤となるシステムの構築を目指すという観点からすれば、今後、これらの書類について広く提供することについても検討する必要がある。

これまで特許庁は数多くのデジタル化の取組を実現してきた一方で、予算・法制・技術の制約などもあり、計画された全てのデジタル化の取組が実現できているわけではない。過去の特許庁の計画・取組を省みた上で、知財エコシステムを支えるための社会的基盤となるシステムの構築という高い理念を持ち、また、デジタル化によるユーザーの利便性の向上を常に考えてユーザーの理解・協力を得つつ、引き続き特許庁におけるデジタル化の取組を推進していきたい。

参考文献

- [1] 「特許庁における手続のデジタル化推進計画～ユーザーの利便性向上と業務最適化の両立に向けて～」, 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/document/tetsuzuki_digitalize/keikaku.pdf
- [2] 石井 正ほか, 「電子政府と知的財産 ペーパーレスシステムの技術と開発」, 経済産業調査会
- [3] 安久 司郎, 「ペーパーレスシステムについて」, 特許懇 No.293, 特許庁技術懇話会
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/293/293tokusyu03.pdf>
- [4] 「ペーパーレスシステムガイドブック」, 特許庁
- [5] 「ペーパーレスシステムについて」, 特許庁
- [6] 「ミッション・ビジョン・バリューズ」, 特許庁
https://www.jpo.go.jp/introduction/tokkyo_mv.html
- [7] 水野 恵雄, 「特許庁業務・システム最適化計画について 具体的実施内容を中心として」, Japio YEAR BOOK 2006, Japio
- [8] 水野 恵雄, 「特許庁業務・システム最適化の推進について 新事務処理システムの具体的な実施内容」, Japio YEAR BOOK 2007, Japio
https://japio.or.jp/00yearbook/files/2007book/07_1_06.pdf



- [9] 「技術検証報告書～フォローアップ結果とりまとめ～」, 特許庁情報システムに関する技術検証委員会
<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/system/document/index/houkoku.pdf>
- [10] 「「特許庁業務・システム最適化計画」の改定について」, 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_saitekika_2013.html
- [11] 「特許庁業務・システム最適化計画」(改定版), 経済産業省
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/document/system_saitekika_2013/keikaku.pdf
- [12] 「「特許庁における業務・システム最適化」に係るシステム開発関連情報の公表」, 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_kaihatsukanren.html
- [13] 「「特許庁業務・システム最適化計画」の「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」への統合について」, 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_tougou.html
- [14] 「申請手続及び発送手続のデジタル化について」, 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/tetsuzuki_digitalize.html

